

条例の内容における検討事項について

企画委員会 資料 2

項目	懇話会での議論	県の案	農林水産部の考え方	企画委員会の判断
土地取引の届出義務者	売主とすべきという意見ととどめ方との意見が出た	売主	<ul style="list-style-type: none"> ・県の指導・助言を受けて、届出者が売買の中止や売先の変更を検討することが期待できる。 ・所有を継続する場合は、同一の土地取引について森林法による事後届出と二重に届出義務を課すこととなり、過大な負担となると考えられる。 ・以上から、届出義務者は売主としたい。ただし、売主に指導・助言した事項は、買主に伝達する仕組みも必要である。 	
土地取引の届出期限	他県の条例になると30日前とするのではなく、土地取引、開発行為を整理すべき	売買の2ヶ月前まで	<ul style="list-style-type: none"> ・県が行う指導・助言やそれを受けて届出者が検討する時間などを想定すると、できる限り早い段階で届出をしてもらいうべきだ。 ・30日前とした場合は、買主が決まっている状況での届出が大半になると想定され、県の指導・助言によつて売買を直すことはあります。また、指揮権では遅すぎると考えられる。届出してから3ヶ月間売買できなくなるため、北海道同様3ヶ月前とした場合は、届出しては長すぎるのではないかと考えられる。 ・以上から、指導・助言できる期間としては、必要な場合を確保するとともに、自由な売買を過度に制限しない期間として、2ヶ月前が適当と考えられる。 	
開発行為の届出期限 (参考)		売買の2ヶ月前まで	<ul style="list-style-type: none"> ・届出受理後、届出内容について、水資源や水源涵養機能に重大な影響を及ぼす恐れがあるかを検討する期間、現地調査及び届出者に指導・助言する期間を考慮すると、30日では短すぎると、2ヶ月前が適当と考えられる。 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・森林法による審査期間・事務処理期間 ・林地開発許可 審査期間 80日以内 	

他県の土地取引及び開発行為に関する条例の規制内容について

企画委員会 資料 3

道府県名	条例の名称	制定時期	規制内容					
			対象地域	対象行為	規制手法	届出義務者	届出期間	罰則等
北海道	水資源の保全に関する条例	H24.3 (H24.10.1)	水資源保全地域		売主(買主に伝達)	3ヶ月前	買主未定でも届出可	勧告・公表
埼玉県	水源地域保全条例	H24.3 (H24.10.1)	水源地域	土地取引	売主(買主に伝達)	30日前		勧告・公表
群馬県	水源地域保全条例	H24.6.26 (H24.10.1)	水源地域		売主	30日前		勧告・公表
茨城県	水源地域保全条例	H24.10.3 (H25.1.1)	水源地域		売主(買主に伝達)	30日前		勧告・公表
長野県	水環境保全条例	H4.3 (H4.4)	水道水源保全地区	ゴルフ場建設 1ha超の土石の採取等 工作物の新設等	事前協議 事前届出	あらかじめ 開発行為者	知事の同意 で開発可	停止命令 罰金(20~50万)
宮城県	ふるさと宮城の水循環保全条例	H16.6 (H17.1)	水道水源 特定保全地区	0.1ha以上の土石採取 工作物の新設等	事前協議 事前届出	あらかじめ 開発行為者	60日前	勧告・公表
長野県	ふるさとの森林づくり条例	H16.10 (H17.1)	森林整備 保全重点地域	0.1ha以上の 開発行為	事前協議 事前届出		60日前	罰金(30万以下)
京都府	豊かな緑を守る条例	H17.10 (H18.4)	森林法5条森林	土石採取:0.1ha以上 その他:0.3ha以上	事前協議 事前協議	あらかじめ 開発行為者	協議の終了 は60日以降	停止命令 罰金(50万以下)
香川県	みどり豊かでうるおいのある 県土づくり条例	H14.3 (H15.4)	県土全域	全域は1ha以上の開発 5条森林は0.1ha以上	事前協議 事前協議	あらかじめ 開発行為者	協議終了後 開発可	停止命令 罰金(30~50万)
熊本県	地下水保全条例	H24.3 (H24.10)	指定地域	地下水採取	許可 事前届出	地下水 採取者	あらかじめ 30日前	措置命令 罰金(3~50万)

◎検討中

県名	条例の概要
長野県、福井県、山梨県・岐阜県	土地取引の事前届出制度
山梨県、鳥取県	地下水の採取制限